文部科学省○総 務 省告示第一号内 閣 府

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律 (令 和

五年法律第四十八号) の 一 部及び地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令 (令和六年 内 閣

府 総務省・ 文部科学省令第五号) の施行に伴い、 並 びに地方公務員等共済組合法施行規 程 (昭 和三十 七 车

総理 府 文部 省• 自治省令第一号) 第百 四条第二項第四号の規定に基づき、 地方公務員等共済組 合法施 行 規

程第一 百四条第二項第四号に規定する主務大臣が定める方法を次のように定め、 行政手 続におけ る特 定 $\overline{\mathcal{O}}$ 個 人

を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行

令和六年十一月二十九日

の 日

(令和六年十二月二日)

から適用する。

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

文部科学大臣 阿部 俊子

地方公務員等共済組合法施行規程第百四条第二項第四号に規定する主務大臣が定める方法

地 方公務員等共済組合法施行規程 (昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号。以下 「規程」とい

う。)第百四条第二項第四号に規定する主務大臣が定める方法は、 当分の間、 次の各号に掲げるものとす

下 「法」という。) ただし、 当該各号に掲げる方法により、 の規定による組合員又はその被扶養者 地方公務員等共済組合法 (以 下 「組合員等」という。 (昭和三十七年法律第百五十二号。以 が 療養の給付を受

る。

ける資格があることの確認を受けることができるのは、 当該組合員等が法第五十七条第 一項に規定する電子

資格 確 認によってその資格があることの確認を受けることができなかった場合に限 る。

個人番号カード (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二

十五 年法律第二十七号。 次号において「番号利用法」という。)第二条第七項に規定する個人番号カ

F をいう。 同号において同じ。)とともに、 組合 (法第三条第一項に規定する組合をいう。 以下同

じ。 <u>)</u> から組合員等に対して通知された資格情報通知書 (規程第九十九条の三第一項に規定する資格情

報通 知書をいう。 を提示する方法

個人番号カードとともに、 番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通

じて取得した当該組合員等の資格に係る情報が記録されたものを提示する方法

 \equiv 利用者証明用電子証明書 (電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

(平成十

の号にお いて同じ。 の発行を受けた者が、 当該利用者証 明用 電子証明書の有効期間 が満了し た 日 か 5

四年法律第百五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証

明用電子証明書をいう。

当該 日 の属する月の末 日から三月を経過するまでの間 におい . て、 当該利用 用者 証明! 用電 子 証 明 書 E 記 録さ

れ た利用は 者 証 明利 用者検証 符号 (同法第二条第五項に規定する利用者証 明 刹 用者検証 符号をいう。 しに

対応する利用者 証 明利用者符号 (同項に規定する利用者証明利用者符号をいう。 を用 ٧ì 、 た 本・ 人確 認を

受けた上で、 組合に対し、 組合員等の資格に係る情報 (短期給付に係る費用の請求に必要な情報を含

む。)の照会を行い、 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法によ

り、 組合 から回答を受けて当該情報を療養の給付を受けようとする保険医療機関等 (法第五十七条第

項に規定する保険 医療機関等をいう。 又は法第五十八条の二第一項に規定する指定訪問 看護を受けよ

うとする同項に規定する指定訪問 看 護事業者に提供し、 当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者か

ら組合員等であることの確認を受ける方法